

**「評価基準ガイドライン」の改定概要**  
**(厚生労働省／平成 28 年 3 月～平成 29 年 3 月)**

**1 共通評価項目（全サービス共通の評価項目／45項目）**

「共通」としての趣旨は変わらないよう配慮しつつ、各福祉サービスの内容に応じて、より分かりやすく、特性を踏まえたものとなるよう、「用語の置換え」や「内容（「評価の着眼点」及び「評価の留意点」等）の追加」等が行われたもの（評価項目の構成及び項目数に変更なし）。

**【改定事項例】**

分野	改定事項	内 容	備 考
保育所	用語の置換え	○「福祉施設・事業所」→「保育所」 ○「利用者会や家族会」→「保護者会等」	※分野全般
	内容追加	○評価の着眼点「家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。」の追加	※該当評価項目：Ⅱ-4-(2)-① 「保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。」
障害者・児福祉	用語の置換え	○「福祉サービス実施計画」→「個別支援計画」	※分野全般
	内容追加	○評価の留意点「着眼点『活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で利用者に提供している。』について、利用者が理解しやすいように配慮した資料や情報の提供方法により実施されている事項をもとに評価します。」の追加	※訪問支援対象 ※該当評価項目：Ⅲ-1-(4)-① 「苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。」
高齢者福祉	内容追加	○評価の留意点「認知機能の低下などが見られる利用者に対して、わかりやすい資料の作成、いつでも閲覧できるようにする等の取組や個別の説明が行われているかを確認します。」の追加	※分野全般 ※該当評価項目：Ⅰ-1-(1)-① 「理念、基本方針が明文化され周知が図られている。」

## 2 内容評価項目（各福祉サービスの特性や専門性を踏まえたサービスごとの評価項目）

各分野における制度改正や施策の動向等を踏まえて、評価体系の見直しや評価項目の追加等が行われたもの。

### 【改定事項例】

分野	改定事項	内 容	備 考
保育所	評価項目の見直し	○類似・関連する評価項目の整理・統合 <ul style="list-style-type: none"> <li>評価項目「主体的に身近な自然や社会とかかわれるような環境の整備」「様々な表現活動が自由に体験できるような環境の整備」→「主体的に活動できる環境整備・生活と遊びを豊かにする保育の展開」に整理・統合</li> <li>評価項目「食事の見直し・改善」「調理場、水回りなどの衛生管理」→「おいしく安心して食べることができる食事の提供」に整理・統合</li> <li>評価項目「保護者との共通理解」→「子どもの生活を充実させるための家庭との連携」に整理・統合</li> </ul>	※全面改定 改定前：3分類24項目 改定後：3分類20項目
		○利用者の権利を尊重した個別の生活支援（日常生活と社会生活）を重視した内容への見直しや、類似・関連する評価項目の整理・統合 <ul style="list-style-type: none"> <li>分類A-1「利用者の尊重」→「利用者の尊重と権利擁護」</li> <li>分類A-2「日常生活支援」→「生活支援」</li> <li>分類A-3「発達支援」の新設</li> <li>分類A-4「就労支援」の新設</li> </ul>	※全面改定 改定前：2分類26項目 改定後：4分類19項目 ※A-3：障害児支援を行う福祉施設・事業所対象 ※A-4：就労支援を行う福祉施設・事業所対象
障害者・児福祉	評価項目の見直し	○評価項目「A-1-(2)-① 権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。」の追加	
		○評価項目「A-3-(1)-① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。」の追加	※障害児支援を行う福祉施設・事業所対象
		○評価項目「A-4-(1)-① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。」の追加	※就労支援を行う福祉施設・事業所対象
		○「食事」「入浴」「排泄」等に関する評価項目→「日常的な生活支援」に整理・統合	※分類A-2関係

分野	改定事項	内 容	備 考
高齢者福祉	評価体系の見直し	<p>○中重度の要介護者や認知症高齢者への対応強化、看取り期の対応など、高齢者分野をとりまく制度改正等を踏まえた内容への見直しや、評価実施上の流れ等を考慮した評価体系の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分類A-1「支援の基本」 →「生活支援の基本と権利擁護」</li> <li>・分類A-2～7「身体介護」「食生活」「終末期のケア」等6分類→A-3「生活支援」</li> <li>・分類A-8「建物・設備」→A-2「環境の整備」</li> </ul>	<p>※全面改定 改定前：9分類17項目 改定後：5分類20項目 ※対象サービス追加 (養護・軽費老人ホーム)</p>
	評価項目の見直し	<p>○評価項目「A-1-(2)-① 権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。」の追加</p>	
	評価項目の見直し	<p>○評価項目「A-3-(4)-① 介護職員等による喀痰吸引・経管栄養を実施するための体制を確立し、取組を行っている。」の追加</p>	